

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	子ども・子育て支援新制度事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

光市は、子ども・子育て支援新制度事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山口県光市長

公表日

平成29年9月6日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援新制度事務
②事務の概要	申請による支給認定や施設等の認可・確認、給付対象の施設等からの施設型給付費等の請求に対する審査・支払いや保育料算定などの事務。また国の全国総合システムとの連携業務を行い、子ども・子育て支援新制度に対応したシステムを構築。
③システムの名称	・子ども・子育て支援システム ・宛名システム ・団体内統合利用番号連携サーバー ・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども・子育て支援情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 ・別表第1の8及び94の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会) ・番号法第19条第7号 ・別表第2の116の項 ・別表第2における「子ども・子育て関係情報」が含まれる項 (情報提供) 情報提供は行わない。
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部子ども家庭課
②所属長	子ども家庭課長 西村 功
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 山口県光市中央六丁目1番1号 0833-72-1401
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉保健部子ども家庭課 山口県光市光井二丁目2番1号 0833-74-3005

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年2月28日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年2月28日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

